

○議長（桜井甚一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き県政に対する代表質問を行います。

小泉勝君の発言を許します。小泉勝君。

◆小泉勝君 リベラル新潟の小泉勝です。会派を代表し、通告に従い質問させていただきます。2月13日23時7分に福島県沖を震源とする地震が発生し、最大震度6強、マグニチュード7.3を記録し、各地に被害をもたらしました。2011年3月に発生した東日本大震災の余震と見られているようですが、新潟でも、私の住む見附市でもかなりの大きな揺れを感じ、中越地震や中越沖地震、そして東日本大震災の記憶がよみがえった瞬間でありました。被災した方々には心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災では、震災関連死を含め約2万人の方が亡くなられ、さらに昨年の3月の時点でも2,500人を超える方々の行方が分かっていないなど、各地に大きな爪痕を残しました。東日本大震災から3月11日に丸10年を迎えますが、先月の段階でも県内に2,243人の避難者の方々が身を寄せられております。一日も早い復興と安息を願っております。

それでは、1つ目の項目、柏崎刈羽原子力発電所の不祥事についてであります。

昨年9月20日、柏崎刈羽原発の職員が別の職員のIDを使用し、中央制御室へ不正入室したとの報道があり、またかと落胆の思いと同時に、半ば東京電力は変わることでできない企業なのかと諦めの思いを感じました。

東京電力は翌日、21日に不正入室を把握し、同日に報告を受けた原子力規制庁は、そのことを原子力規制委員会に報告しないまま、再稼働の適格性を担保する保安規定の変更が認可されたことも、東京電力のみならず、原子力規制庁や原子力規制委員会の在り方、体質も含めて、この問題の深刻さ、複雑さを大きくしています。

そもそも柏崎刈羽原子力発電所においては過去にも様々な問題が発生しており、そのたびに東京電力は再発防止を約束してきましたが、またこのたび発電所員が別の所員のIDを使って中央制御室に入室するという問題が発生し、再び約束がほごにされてしまいました。

このような問題が起り続けてしまう組織の体質は、原発再稼働以前の問題であり、このような組織体質の中、東京電力は原子力発電所を運転する事業者としての適格性への信頼を置くことができないと考えざるを得ないと思いますが、このような東京電力の企業体質についての知事の所見を伺います。

さらに、柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準に基づく安全対策工事について、終わったとして発表していた7号機の安全対策工事の一部において、必要な安全装置が設置されていなかったとして、1月27日に空調設備の一部が未完了だったことが判明し、ただただあきれるばかりでありました。

そしてまた、今月 15 日、重大事故に対応する設備を動かすための電線管が通る通路の火災報知機の設置工事が、未完了であることが新たに発見されたと報道されました。

繰り返される不祥事はあまりにもお粗末で、そもそも東京電力の企業体質に問題があり、原発を運転する適格性があるのか、大いに疑問であります。

また、5 日に未完了が発見されたにもかかわらず、公表しないまま県内 3 か所で地域説明会が開催されたとのことであり、安全性をないがしろにし、立地住民に対する真摯な姿勢が感じられない対応と受け止めざるを得ません。各地で開催された説明会でも不満の声が大きく上がる中、十分な時間と理解を深める丁寧な説明がなかったとの報道でありました。

そうした中、1 月 27 日には柏崎刈羽原発の侵入探知に関わる核物質防護設備を破損させたとの報道が 2 月 20 日の地元新聞でありました。発生当日に原子力規制庁に報告をしたとのことではありますが、東京電力は発生から半月以上公表せずに、地元自治体へも連絡はしなかったとのことでもあります。

さらに、報道では今までなら公表しなかった案件、不正入室問題での指摘を踏まえ、今回は原子力規制庁の判断を待たずに公表したとのことでもあります。このコメントからは、それまでもこの程度のことではあったが、一連の問題で指摘があるから、公表してやったとも読み取れてしまいます。

年内の再稼働があるとか、ないとか、遅れるとか、そういったレベルの問題ではなく、県民との信頼関係は大きく損なわれております。

柏崎刈羽原子力発電所の工事未完了と東京電力の一連の対応について、知事の所見を伺います。

報道によりますと、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策を確認している技術委員会の委員のうち 4 名について、県の内規では就任時に 70 歳以上となる委員の任命は極力避けるとされていることを踏まえ、再任しない方針であると承知をしております。

しかしながら、そもそも立石氏は 70 歳を超えてからこれまでに 2 度再任されており、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の安全対策の確認を行っているこの段階で再任しないということは、再稼働に不都合があるからと見られても致し方がないと考えます。

確認の議論の継続性ということも非常に重要であり、再任を希望している委員もいるということから、県民が納得する形で再稼働の議論に入っていけるためにも、ここは方針を見直して再任すべきであると考えますが、知事の所見を伺います。

2 つ目の項目、新型コロナウイルス対策についてであります。

昨年 1 月 15 日、新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから 1 年が経過しました。さらに、2 月 29 日には県内において初めての感染確認から間もなく 1 年になるうとしております。私たちの生活が一変し、生活の全てが新型コロナウイルスに影響され、振り回された 1 年でありましたが、しかし収束の兆しはいまだ見えてきません。

我が国は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と経済を両立させるという、アクセルとブレーキを同時に踏みながら施策を打ってきましたが、ニュージーランドでは厳格なロ

ックダウンの実施により、新型コロナウイルスの感染を4週間で封じ込めることで、次の四半期には記録的な景気回復を遂げたと報道されています。

私権制限には様々な議論もあるところではありますが、一定期間厳しく行動を制限することで感染拡大を抑えることができ、結果的には経済への影響も少なくできるとも考えられるところでもあります。

改正特措法も含めた我が国の私権制限と感染拡大防止について、知事はどのように受け止められているか伺います。

新型コロナウイルスによる感染者数が連日拡大を続ける中、2度目の緊急事態宣言が発令され、国民に厳しい行動制限を要請している中で、率先垂範する立場にある国会議員が銀座のクラブなどで深夜まで飲食をしていたことが発覚しました。

我々リベラル新潟としては、節度ある生活をと会派内でも申し合わせてきたところではありますが、一方で経済活動の維持も必要であるとする考え方も理解するものであります。県民に対して一定のルールを示すべきではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、国から十分な情報が示されていないなどの声が上がっていると報道されています。これまでのワクチン確保から接種方針の決定、自治体への情報提供など、国のこれまでの動向について、県ではどのように評価しているか伺います。

また、接種に最も必要とされるのは医師や看護師の確保ではありますが、市町村によって医療資源が異なる中においても、接種の体制やスケジュールに大きな差が生じないように、広域自治体である県がしっかりと調整すべきであると考えます。市町村支援も含めた円滑なワクチン接種に向けた県の対応方針について伺います。

新潟市西区や三条市の高齢者福祉施設で新型コロナウイルスのクラスターが発生しました。高齢者福祉施設では、早い段階から感染リスクが高いことや重症化しやすい高齢者の施設であることが心配をされてきましたが、先般のクラスターの発生経緯や発生後の対応などについて、何をしたのがよかったのか、何をしたほうがよかったのか、あるいはこれをしたがあまり意味がなかった、しなくてもよかったなど、課題や改善策、成功事例などを取りまとめ、他の施設で共有することが、県内における今後のクラスター発生防止と発生後の初動対応のために有効と考えますが、所見を伺います。

警察庁と厚生労働省の発表では、令和2年の自殺者数は2万919人で前年比3.7%増と、リーマンショック直後の平成21年以来11年ぶりに増加に転じ、女性や若年層の増加が目立つとされています。

12月定例会の答弁では、本県においても8月以降は昨年より自殺者数が増えているとのことであり、さらに2月18日、県自殺予防対策推進県民会議での県の報告によれば、厚生労働省調査の速報値として、2020年の本県自殺者数は2019年より16人増加の424人であり、新型コロナウイルスの流行の影響が指摘をされています。

このような状況を踏まえ、新年度において自殺対策をどのように強化するのか伺います。

また、不安やストレスを抱える方に対しては、デジタルツールを活用した取組も有効ではないかと考えますが、併せて所見を伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気の悪化により企業等を解雇された障害者は、令和2年9月までの半年間で前年の同じ時期に比べて40%増えたとされていますが、本県における障害者雇用の状況について伺います。

また、本県の障害者雇用率は2.06%となっていますが、今年3月1日から法定雇用率が0.1%引き上げられ、2.3%となることに伴い、さらなる努力が必要となりますが、本県における障害者雇用促進に向けた県の対応について併せて伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気の悪化により、障害者就労継続支援事業所が受注する作業も減少し、工賃等が低下していると伺いました。

障害者施設が受託する仕事内容は内職仕事ですが、県立高校のトイレ掃除などを受けているところもあり、非常にありがたいとおっしゃっておりました。

コロナ禍の中、民間企業に対し経済対策を考えなければならない状況にある中ではありますが、障害者福祉施設への仕事に関しても、先ほど申し上げた県立高校におけるトイレ清掃の仕事なども含め、作業受託の流れを県教育委員会等とも協議・検討するなど、県としてサポートしていく仕組みが必要ではないかと考えます。

このような外的要因に影響を受けやすい障害者の就労支援に対して、昨今の経済状況を踏まえた県の支援強化を期待しますが、知事の所見を伺います。

ポストコロナにおいて、デジタル・トランスフォーメーションやキャッシュレスも含めたオンライン化など非接触が一層進展し、本県においても積極的に推進すべきと考えます。

例えば中国では老若男女、10代から80代までの方々がスマホを所有し、感染者確認から現金決済まで全てデジタルで行い、現金の取扱いをやめているとも伺っていますが、一方で高齢者等は電子機器を扱うことが難しく、対応できない方もおられます。

県としてデジタル弱者に対する支援も必要であると考えますが、所見を伺います。

ニット業界は、昨シーズンの暖冬による需要の減少に加え、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴う商談機会の減少により、長期にわたって大きな影響を受けています。また、飲食業界は忘新年会に続き、この春の年度替わりの歓送迎会の自粛も見込まれるなど、今後廃業を余儀なくされる事業者が出てくることも懸念されます。

国は、1月28日に成立した約19兆円の国の令和2年度第三次補正予算のうち、約12兆円をポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現に充てて取り組むこととしていますが、県はこの第三次補正予算の活用も含め、どのように県内中小企業の事業継続に向けて下支援を行っていく方針か伺います。

国の第三次補正では、ポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための中堅・中小企業の経営転換支援に1兆円を超える予算が計上されています。

県としても本県経済の再生に向けて、県内中堅・中小企業による経済産業省の事業再構築補助金の積極的な活用を支援するとともに、企業だけではなく、商店街や個人事業主なども

救える県独自の施策により、産業構造の転換を大胆な支援により強力に後押しすべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか伺います。

新型コロナウイルス感染症に係る入国制限により、本県の企業に受入れが決まっていた外国人技能実習生が来日できない状況が生じています。このような状況の打開に向け、ワクチン接種とPCR検査での陰性を証明された外国人は入国制限を緩和し、技能実習を可能とするなどの措置を国に要望すべきと考えますが、所見を伺います。

ワクチン接種によりポストコロナの展望が開けることを期待しますが、最悪のケースを想定した場合には緊急事態宣言が発令されたままとなる可能性もあります。その場合には、行財政改革に取り組んでいる中ではありますが、時々社会経済情勢に応じて補正予算を編成するなどして、弱い立場にある方々への支援や県内企業の下支えなど、必要な対策をちゅうちょなくしっかりと講じていく必要があると考えますが、所見を伺います。

3つ目の項目、人口減少問題対策についてであります。

就職情報会社の調査では、地方への移住を希望すると回答する者の割合が増えるなど、こうしたU・Iターンを積極的に本県に取り込んでいくべきと考えます。新年度において、U・Iターン促進に向けて、県としてどのような施策を強化するのか伺います。

女性の県内定着やU・Iターンの促進に向けては、本県が女性にとって働きやすい環境であることが重要であり、女性が活躍し、それを見て自らのキャリアプランを描くことができる職場づくりが必要だと考えます。

県の男女平等推進プランにおいて、管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合を令和3年度までに21.0%とすることを目標としていますが、令和元年7月末現在では19.2%にとどまっています。目標達成に向けた新年度の取組について伺います。

令和2年度新潟県人口移動調査を基に、令和元年10月1日から令和2年9月30日までのデータを算出した社会動態では、僅かですが、見附市はプラス8人の転入者数の増加であり、人口を加味した増加率では0.02%と県内20市中、新潟市を抜いて1位となりました。

中でも特筆すべきは、30代の社会動態の増加者数が群を抜いて増えていることと、「子育てするなら見附」をキャッチフレーズとして、子育て支援に重点を置き施策を展開してきたことが重なり、かみ合った結果と受け止めており、ここに県としても学ぶべきところが、ヒントが見つけれられるのではないかと考えております。

2019年に公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会により発表された、多子社会を実現する政策提言は、結婚、出産、子育てにポジティブになれる新潟をつくることを提言しており、新潟県へも政策提言として提出をされましたが、人口1,000人当たりの婚姻率が全国41位の本県において、まずは婚姻数を増加させることが重要であると考えられます。新年度における新潟県の結婚の希望をかなえる支援の取組について伺います。

育児休業給付金については、支給を受けるための条件は、原則育児休業開始前2年間に賃金支払い基礎日数が、11日以上ある月が12か月以上あることが要件とされ、ただしこの2年間の中で傷病、負傷、出産、育児、介護等の理由により引き続き30日以上働くことがで

きなかった日があったなど、連続して育休を取得する場合などでは4年間に緩和され、受給資格の有無を判断することができることとなっています。

相談をいただいたあるケースでは、年子で3人立て続けに出産し、3人目は基準内で11日以上働いた月が12か月ないため、産休の手当てはありますが、育児休業給付金の受給資格がないとのハローワークからの回答です。これでは1歳、2歳の子供に加え、生まれたばかりのゼロ歳の赤ちゃんのお世話をしながら、産後ぼろぼろの体で無理をしてでも仕事復帰をしろというような印象を受けてしまいます。

給付金を狙って子供をつくっているわけではないし、そんなに計画どおりにいくわけがありません。こうした年の近い3人の子を出産した場合には、給付を受けることが困難なケースもあること自体がおかしいと感じますし、希望出生率1.8の目標達成に向け、国も県も少子化対策に取り組んでいるところであります。

少子化対策に力を入れていない行政、自治体はないと思っていますし、むしろ年子で3人も出産をしていただいたことに対し、お祝金でも差し上げるくらいの気持ちが必要ではないかとさえ感じているのですが、このような多子世帯に厳しい条件となっていることをどのように受け止めているか伺うとともに、国に対して制度の見直しを求めるべきと考えますが、見解を伺います。

本県がU・Iターンの選ばれる地となるためには、総合的な暮らしやすさの向上が必要であり、医師なきところに安心の2文字も、さらには移住・定住という選択肢もないと思います。そうした重要な要素としての医師確保は不可欠であると考えますが、新年度における医師確保の取組について伺います。

4つ目の項目、その他県政の諸課題についてであります。

行財政改革行動計画に基づき、7つの県立文教施設を対象に、民営化も視野に入れて効率的な運営手法の検討を始め、先月下旬の外部専門家による委員会では、一部業務の民間委託を促す意見も出たとされています。

行財政改革の必要性は理解するものの、民営化等の議論については、多角的な観点から様々な立場の方々の意見を広く聴き、そのメリットやデメリットを見極めながら慎重に検討すべきであり、特に県立図書館については、これまで市町村立図書館の専門的な相談に対して適切な助言や指導をしたり、不足するサービスを補ったりするなどしてきていることから、今後も同様の連携を期待する声が多く上がっております。

県民が文化に触れ、かつ社会教育を受ける機会の提供を受けることは効率性だけで論じられるべきではないと考えますが、知事は文教施設の運営方法の見直しをどのような方針で進めていく考えか伺います。

厚生労働省の調査では、母子世帯の平均年間収入は348万円と、児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると49.2となっています。県では9月補正において独り親の就業あっせんの取組を強化したところでありますが、子育て支援の拡充を期待する声もあります。新年度における県の独り親世帯に対する支援について伺います。

昨年2月定例会において、県が条例を制定し、県内における障害を理由とする差別解消を推進すべきとの質問に対し、法律の見直しの動向も注視しながら、条例制定の必要性について検討していきたいとの答弁でありました。

昨年12月に開催された内閣府の障害者政策委員会の資料では、事業者による合理的配慮の提供の義務化などを主な内容とする改正法案を、次期通常国会に提出することを検討中とされています。このような状況も踏まえ、現時点での条例制定の必要性についての検討状況を伺います。

介護現場からは、人手不足が極めて深刻な状況であり、その原因の一つとして、介護の仕事に対してネガティブなイメージを持たれていることなどが挙げられています。新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、県として介護人材の不足をどのように認識しているか伺います。

また、県もこれまで介護人材確保に取り組んでいただいているところでありますが、その効果と課題をどのように評価し、その上で新年度どのような方針で取り組んでいくのか伺います。

新型コロナウイルスに感染したとしても重症化を防ぐため、食生活や運動、禁煙などの生活習慣の改善による予防医療、一次予防が重要視されてきています。県の健康立県の実現に向けた取組は予防医療そのものであり、3年目を迎え、さらに積極的な取組と県民への浸透を期待しますが、新年度の方針について伺います。

国のGIGAスクール構想前倒しにより、県内においてもICT機器の整備が進められています。県立学校における整備の進捗状況を伺うとともに、整備されたICT教育環境の下で、どのような教育を目指していくか伺います。

日本のネット依存の中高生が93万人にも上ると言われており、深夜にオンラインゲームに夢中になり、そのことにより成績低下や居眠りなどの問題が起こっています。

各生徒に端末が整備され、校内や家庭においてオンラインで学習できる環境が整備されることに合わせて、ネットリテラシーと言われるインターネットを適切に使いこなす能力の育成や、ネットワークセキュリティーの対策も必要になると考えますが、県立高校における対応の方針を伺います。

バイデン大統領が就任し、アメリカがパリ協定に復帰することにより、世界の地球温暖化対策が進むことが期待されます。

本県も9月定例会で、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとして表明したところでありますが、その実現に向けた第一歩となる新年度以降、どのように県として対策を推進していく方針か伺います。

食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく基本方針が昨年策定され、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減することが求められている中、本県の残さず食べよう！にいがた県民運動への協力店舗は233店舗であるのに対し、とやま食ロスゼロ作戦の協力事業者数は621件と大きな差があります。

本県における食品ロス削減の推進強化が必要であると考えますが、6月定例会において検討していきたいと答弁をしていた食品ロス削減推進計画の策定も含め、今後の方針について伺います。

2年続けて少雪のシーズンが続きましたが、今シーズンは一転、数年に1度のどか雪が降り、各地で大雪による被害が発生いたしました。被害に遭われました方々には心よりお見舞い申し上げます。

このたびの豪雪により、関越自動車道では立ち往生が発生し、上下線で最大2,100台が動けなくなり、発生から解消までに52時間かかったとされています。

平成28年1月には、国道8号線の長岡市－見附市間の北陸自動車道中之島見附インターチェンジ付近で立ち往生が発生し、市内においても、家から車で出かけてしまった人たちは、ふだん通り慣れている町なかの近所の道路でさえ、前にも進めず、後ろにも戻れずに立ち往生をしていました。

また、それから2年後の平成30年1月には、大雪のため、JR信越線の普通電車が東光寺駅と帯織駅間の線路上で立ち往生し、400人余りの乗客が一晩中電車内に閉じ込められ、連日全国ニュースで報道されました。

雪国であり、豪雪地帯の新潟は長い間、雪と闘い続けてきたわけではありますが、こうしたことの教訓が生かされなかったのか、教訓として、通行止めの判断のタイミングや関係機関との連携、情報提供などが適切に機能したのか疑問に感じていますが、関越自動車道での立ち往生の発生と発生後の対応についての所見を伺います。

上越地域では、この2年間少雪が続いたことにより、事業者が除雪から撤退したり、オペレーターの確保が間に合わなかったりしたことが、今冬の豪雪での除雪の遅れにつながったと伺いました。今後、各地域において除雪業者とオペレーターの確保が課題となることが考えられますが、県の対応について伺います。

佐渡島は、有人国境離島として領海の保全等に重要な役割を有しています。この佐渡島との生活航路であり、また基幹産業である観光のための航路として、佐渡汽船には安定的・継続的な運航が必要とされます。

今期における佐渡汽船の経営改善の取組について伺うとともに、そうした佐渡汽船が取り組んできた努力を前提として、県は利用拡大など、どのような支援を行っていく方針か伺います。

地元紙の報道では、可搬式オービスの未配備は本県のみとなる見込みだとのことであり、同報道では、既に配備された千葉県警では、導入から半年でドライバーの意識が変わってきたと感じるとしており、従来は取締りに最低五、六人は必要であったが、可搬式オービスでは2人で可能になるともしています。

とするならば、人件費などを含んだ運用コストとして年間かかる経費の圧縮も期待できるところであります。また、一人の命を救うことができたならば、お金には代え難いものとなるはずであります。



本県での生活道路や通学路での痛ましい交通事故を抑制するためにも、他都道府県警察での効果をしっかりと分析し、可搬式オービスの導入に向けた議論の再開を願いますが、現在の県警察の取組を伺います。

以上で代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔知事花角英世君登壇〕

◎知事（花角英世君） 小泉議員の代表質問にお答えします。

まず初めに、柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用についてでありますけれども、柏崎刈羽原子力発電所全体に対する信頼を失いかねない事態であると受け止めています。

東京電力の原子力発電所を運転する適格性については、原子力規制委員会が東京電力に対し、IDカード不正使用に対する改善措置活動の計画と実施結果について報告を求め、今後追加検査を実施すると聞いており、まずは、その結果をしっかりと確認したいと思います。

いずれにしても、このような事案、事態を生じさせたことは、東京電力の管理能力について、何らかの形で改めて評価すべきことと考えています。

次に、柏崎刈羽原子力発電所の工事未完了とこれに関する東京電力の一連の対応についてであります。工事未完了については、発電所の安全対策工事全体の信頼にも影響するものであり、極めて遺憾であると考えています。

また、その事実を把握した後に説明会を行っていたのであれば、分かった時点で速やかに公表すべきだったと考えています。

次に、技術委員会委員の選任についてであります。技術委員会は柏崎刈羽原子力発電所の安全管理・安全の確認のために平成15年に設けた委員会であり、各分野の専門家に最新の知見に基づき、客観的かつ科学的に議論していただいております。これまでも適宜、多くの委員が交代してきているところです。

平成23年の福島原発事故発生を受け、県から技術委員会に対し、臨時的に福島原発事故原因の検証を依頼し、この検証作業が行われている間は、県の要綱にある例外規定を適用し、委員を再任してまいりました。

今回の委員選任は、昨年10月に福島原発事故原因の検証報告書が取りまとめられたことを受け、県の要綱を踏まえて行いたいと考えています。

なお、要綱に基づき、年齢要件で再任しない方針であることをお伝えした委員には、後任の推薦をお願いしております。

次に、新型コロナウイルス対策についてお答えします。

まず、私権制限と感染拡大防止についてであります。感染拡大防止対策として、各国において様々な対応が取られていることは承知しておりますが、我が国では、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、私権の制限は必要最小限でなければならない旨規定されています。

このことを踏まえ、国の基本的対処方針においても、緊急事態措置区域において社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く、感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な感染防止策を講じていくとの方針が示されていることは、適切な対応であると考えています。

次に、感染拡大防止に向けた県民に対する呼びかけについてであります。県では、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とするため、独自の基準を設け、注意報や警報などの段階に応じた感染拡大防止の呼びかけを迅速かつ柔軟に行うこととしています。

県といたしましては、昨年12月の警報発令に当たっても、専門家の御意見を踏まえ、感染拡大が見られる他都道府県との往来はさらに慎重に判断し、極力控える、飲酒を伴う会合は人数を絞り、短時間で行うなどの呼びかけを行ったところであります。

引き続き感染状況に応じて、県民に対して適時適切な呼びかけを行ってまいりたいと考えています。

次に、ワクチン接種に関する国の動向に対する評価と県の対応方針についてであります。国は昨年12月からワクチン接種の対象者やスケジュール等を示し、短期間で3回の説明会を実施するなど、スピード感を持った対応がなされていることは評価しています。一方で、県や市町村が具体的な接種計画を作成するために必要なワクチン供給のスケジュールの提示が遅れていることなど、情報提供に不十分な点も見られるため、引き続き国に対して必要な情報を速やかに提供するよう求めてまいります。

県におきましては、1月下旬にワクチン接種グループの中に市町村支援チームを立ち上げ、市町村の具体的な相談に応じるなど、支援体制を強化したところですが、医師・看護師の確保についても、様々な関係団体に対し協力をお願いしたところであり、加えて限られた医療体制でも実施可能な運営方法等を助言するなど、市町村の支援に努めてまいります。

次に、障害者雇用促進に向けた県の対応についてであります。本年3月1日から法定雇用率が引上げとなる中、本県は中小企業の割合が高く、その多くは厳しい経営状況にあることから、障害者雇用を促進するためには、企業における障害者雇用に対する経済的負担の軽減と不安感の解消を図ることが重要であると考えています。

県では、企業見学会の開催や職場実習への支援をはじめ、障害者雇用の準備等に要する経費への助成や、雇用計画の作成等の助言を行うコーディネーターの派遣など、企業の取組段階に応じた支援に努めてまいりました。引き続き、障害者雇用の促進と職場定着が一層図られるよう取り組んでまいります。

なお、障害者の解雇の状況につきましては、産業労働部長からお答えいたします。

次に、障害者の就労継続支援事業所における就労支援についてであります。新型コロナウイルス感染症流行下において、生産活動収入が減少し、工賃等を減額せざるを得ない事業所も少なくないと承知しております。

工賃等水準の安定を図るため、工賃変動積立金の活用に加え、国において、自立支援給付

費からの補填が特例として認められており、県としても改めて周知を行ってまいります。

また、県ではこれまで、障害者の作業工賃等の向上に向け、県業務のアウトソーシングや新分野へ進出する事業所に対する助成、農福連携の取組などを行ってきたところであり、引き続きこれらの取組を推進するとともに、新たに新型コロナウイルス関連業務のアウトソーシング化にも取り組むことにより、さらなる受注機会の拡大を図ってまいります。

次に、県内中小企業の事業継続に向けた下支えの方針についてであります。新型コロナウイルスの影響の長期化により、飲食業、宿泊業などが需要を喪失するとともに、製造業の一部においても、営業活動の制約により受注が減少するなどの影響が続いております。

県といたしましては、事業の継続と雇用の維持を図るため、国の三次補正予算も活用し、制度融資などによるセーフティーネット対策に、引き続き、万全を期してまいります。

また、県内企業の経営の一層の下支えを行うため、事業継続応援金の要件緩和などによる支援の強化をはじめ、飲食事業者に対する給付金、商工団体によるオンラインでの指導・相談環境の整備など、事業の継続を支援する施策について、本議会にお諮りしたところです。

次に、本県経済の再生に向けた支援についてであります。国の事業再構築補助金は、ポストコロナ、ウィズコロナの時代に対応した新分野展開や業態転換に積極的に取り組む中小企業等を強力に後押しする、大型の支援策であると承知しています。

県といたしましては、金融機関と連携して本事業の活用に意欲がある企業の掘り起こしに取り組むとともに、規模が小さく、国事業の対象とならないものの、新たな製品開発やサービスの提供などにチャレンジする取組に対して支援してまいります。

さらに、今年度中に策定する県内産業デジタル化構想を基に、県内産業のデジタル・トランスフォーメーションを強力に推進し、より付加価値の高い産業構造への転換につなげてまいります。

次に、行財政改革と新型コロナウイルス感染症についてであります。新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも迅速かつ最大限の対応を行うという方針の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立に最優先で取り組んでまいりました。

今後も、県民生活への影響に留意しつつ、必要な対策をスピード感を持ってしっかりと対応してまいります。

また、コロナ対策は全国的な課題であり、長期化も見込まれることから、必要となる財源の確保・充実について、本県単独はもとより全国知事会等を通じて要望を行ってまいります。

次に、人口減少問題対策についてお答えします。

まず、新年度のU・Iターン促進施策についてであります。本県は進学・就職を契機とした若者の転出が社会減の大きな要因となっており、特に女性の転出超過数が多いことから、新年度においては、こうした方々の県内定着、U・Iターン促進の強化を重点テーマとして取り組みます。

具体的には、IT企業など若者に選ばれる企業の集積を進め、県内企業における多様な働き方を推進することにより、所得水準の向上と良質な働く場の確保に取り組んでまいりま

す。

また、首都圏のU・Iターン相談体制を見直し、暮らしと仕事の両面から、一人一人のニーズに即して伴走型で支援していくほか、アプローチすべき方のターゲット像を細分化・具体化した上で、U・Iターンの検討の熟度やライフスタイル等に応じて、暮らしやすさに関する情報等を的確かつ戦略的に発信してまいります。

さらに、女性の視点から本県の魅力を掘り起こして発信するとともに、移住検討者と先輩移住者とのネットワーク形成に取り組むなどにより、本県へのU・Iターンを一層促進してまいります。

次に、新年度の医師確保の取組についてであります。医師不足解消に向けて、定着率が高い医学部の地域枠について新設・拡充を行い、今年度の26名から7名増やし、33名として、養成段階からの医師確保を一層確実なものとしてまいります。

また、臨床研修から専門研修までを視野に入れた切れ目のない魅力的な研修プログラムや指導体制の整備を支援することにより、臨床研修医や専攻医など若手医師の確保・定着を図ってまいります。

一方、制度的対応など国でなければできないことも多いことから、今後も、本県など12の医師少数県による、地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会などを十分に活用しつつ、実効性のある偏在対策につながる抜本的な制度改革の実現について、タイミングを失することなく国に働きかけるなど、医師確保に全力で取り組んでまいります。

次に、その他県政の諸課題についてお答えします。

まず、文教施設の運営方法の見直しについてであります。県有施設の維持・運営につきましては、本来求められている役割や機能が、より効果的かつ効率的に発揮できるものとなるよう、不断に見直していく必要があります。文教施設についても同様であると考えています。

このたびの検討に当たっては、そうした観点に立ち、民間の能力を活用することも含め、様々な視点から検証を行うこととしています。

今後、県有施設管理等検討委員会から頂いた助言を参考としつつ、それぞれの施設の利用者の意見などもお聞きしながら、見直しの方向性を決定してまいりたいと考えています。

次に、独り親世帯への支援についてであります。独り親世帯の親は、生計の担い手と子育てという二重の役割を1人で担っているため、議員御指摘のとおり、経済的基盤の強化に向けた就業支援とともに、子育ての負担軽減を図るための支援も重要と認識しています。

このため、新年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、失業等により転職を余儀なくされた独り親が、就職活動等を行う場合の子育て支援として、市町村がファミリー・サポート・センターの利用料を全額減免した場合に、その半分を補助してまいります。

また、子供のための養育費確保を推進するため、モデル事業として公正証書作成のための相談や手続に係る費用を支援することとし、こうした取組を通じて、独り親世帯へのきめ細やかな支援を進めてまいります。

次に、介護人材の確保についてであります。これまで介護人材不足の原因として、介護

業界に対するネガティブイメージや、給与水準の低さなどが指摘されてきたため、県では介護の仕事のイメージアップや処遇改善の取組など、就業促進と離職防止の両面から介護人材確保を進めてきたところです。

これらの取組により、本県の介護業界の就労者数は年々着実に増えてきておりますが、今後予想される急速な高齢化への対応や、感染症対策に係る業務も増えていることから、必要とされる介護サービスに基づく目標人数を満たすためには、さらなる就労者の増加が必要な状況にあります。

このため、新年度においては、これまでの取組に加え、外国人介護人材に係る支援の拡充や、介護現場の業務効率化を図るICT導入への支援を行うなど、県として人材確保に積極的に取り組んでまいります。

次に、健康立県の実現に向けた新年度の方針についてであります。県では、全国トップクラスの健康寿命の実現を目指し、動画広告やイベント等の普及啓発を行うとともに、健康に配慮した総菜をスーパーで重点的に販売するなどの取組を進めているところです。

来年度は、このような取組に加えて、県民のウォーキング等のスポーツ活動に対しアプリを活用してポイントを付与するマイレージ事業や、にいがた健康経営推進企業における運動の取組にポイントを付与する見える化事業などを実施し、運動習慣にインセンティブを付与することで、県民の間に運動習慣が定着するよう取り組んでまいります。

加えて、地域の実情に応じた県民運動のさらなる浸透のため、地域機関においても、市町村、関係団体等と推進体制を構築し、地域の現状や課題の共有、普及啓発の在り方の検討などを行ってまいります。

次に、温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた対策の方針についてであります。将来の世代に安全で快適な環境を継承できるよう、地球温暖化対策を強化する必要があり、あわせて、こうした対策を通して経済社会のイノベーションを促進することで、本県の活性化につながる脱炭素社会の構築を目指してまいります。

新年度には、本県の特性や課題等を踏まえ、関係者と合意形成を図りながら、脱炭素社会構築に向けた産業や家庭など部門ごとの具体的な戦略を検討してまいります。

また、脱炭素に向けては、再生可能・次世代エネルギーの利活用を加速していくことが重要であり、水素の利活用や洋上風力発電、地域循環型の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、脱炭素技術のイノベーションや省エネ・省資源の促進にも取り組んでまいります。

次に、食品ロス削減に向けた方針についてであります。食品ロスの削減は、持続可能な社会の実現に向けた国際的にも重要な課題となっており、本県においても、この課題に取り組むことは重要と考えております。

食品ロスを削減していくためには、消費者はもとより、生産から製造、流通、小売などの各層において、その必要性の理解と主体的な取組が不可欠と認識しています。

このため、来年度、多様な主体と連携しながら一体となって取り組めるよう推進協議会を

設置し、食品関係団体をはじめ、各層の御意見を丁寧にお聞きしながら計画を策定するほか、フードバンク活動への支援を行うなど、食品ロス削減の取組を強化してまいりたいと考えています。

次に、関越自動車道での立ち往生についてであります。平成28年1月に発生した国道8号での立ち往生の後、県、国及びNE X C O東日本等で構成する検討会において検証が行われ、住民やドライバーへの除雪状況等の情報提供と不要不急の外出を控える呼びかけなどに関する対応方針が取りまとめられております。

昨年12月の関越自動車道の立ち往生では、警報級の大雪が予報された段階で住民への不要不急の外出を控える呼びかけがなかったことや、通行止めのタイミングを逃したことなど、過去の教訓が十分に生かされなかった面もあるのではないかと認識しております。

また、滞留車両の確認やドライバーへの正確な情報発信が十分ではなく、立ち往生のさらなる拡大を招くとともに、ドライバー支援等のための関係機関への情報提供についても問題があったと考えられます。

県といたしましては、先月設置された今回の事案に関する対応検討会において、関係機関と共に対応策の検討を進めてまいりたいと考えております。

◎知事政策局長（小岩徹郎君） お答え申し上げます。

デジタル弱者に対する支援についてであります。議員御指摘のとおり、デジタル・トランスフォーメーションの積極的な推進と併せて、高齢者をはじめデジタル化に対応することが難しい方々への支援も必要と認識しております。

国では、令和2年度第三次補正予算において、誰もがICTを利活用し、その恩恵を享受できるよう、高齢者等が身近な場所でオンラインサービスの利用方法を学べるデジタル活用支援員の拡充などを盛り込んでおります。

県といたしましても、市町村とも連携しながら、この制度の活用を検討していくとともに、県のホームページなどが県民にとって利用しやすいものとなるよう、ユニバーサルデザイン化に努めてまいります。

◎県民生活・環境部長（村山雅彦君） お答えいたします。

管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合を増やすための新年度の取組についてであります。女性の割合を増やすためには、経営者層の意識改革、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備、女性の意欲向上などを促進していく必要があると考えております。

このため、県では、ハッピー・パートナー企業登録制度を通じた企業の職場環境整備の促進や、女性リーダー養成講座等の開催による女性のキャリア形成支援に取り組んでいるところです。

また、新年度は、これまでの取組に加え、企業の経営者や人事担当者等を対象とした女性

管理職登用等についてのセミナーの開催など、企業の意識改革に向けた取組を、公益財団法人新潟県女性財団とも連携して進めてまいります。

◎福祉保健部長（松本晴樹君） 4点お答え申し上げます。

高齢者施設のクラスターに関する課題や改善策の共有についてであります。これまで県では、県内感染症対策の専門家から構成される感染制御支援チームの協力を得て、高齢者施設の管理者や看護師に対し、感染防止の知識を習得する専門研修を実施するとともに、クラスターの発生経緯や発生後の対応について情報共有を行っております。

これに加えて、議員御指摘のとおり、クラスター事例についての専門家を交えた検証を行うことや、そこから得られる課題及び改善策を共有することは重要であるため、今後、詳細な検証や情報共有を進めてまいります。

次に、自殺対策についてであります。令和2年の本県の自殺者数は424人で、前年より6人増加しております。男性は減少しましたが、女性は増加しており、また、若年層については、20代において男女とも増加しております。

自殺は、様々な要因が重なり合って起きるものですが、新型コロナウイルス感染症の影響は否定できないと考えております。

そのため、県では、来年度、新型コロナウイルス感染症の影響により不安やストレスを抱える方などの相談に応じる専用窓口を精神保健福祉センターに設置し、相談体制を強化してまいります。

デジタルツールを活用した取組については、厚生労働省において、SNSやチャットなどによる複数の相談窓口を民間団体に委託して設置しており、県におきましては、そのような相談窓口の情報が、不安やストレスを抱える方に届くよう、積極的に周知を図ってまいります。

次に、新年度における結婚支援の取組についてであります。結婚を希望する方の出会いの場の創出として、婚活イベントへの支援を引き続き行うとともに、個別マッチングシステムについては、他県でマッチングの成功率が高い事例を参考に、会員の活動歴やプロフィール等に基づき、AIがお勧めのお見合い相手候補を提示する等の機能強化を図ることとしております。

また、社会全体で結婚を応援する機運が醸成されるよう、経済団体と連携し、新たに協議会を設けるとともに、企業における結婚支援の取組を促進するためのコーディネーターを配置することとし、こうした取組を通じて、結婚の希望をかなえる取組の強化を進めてまいります。

次に、障害者差別の解消に向けた条例制定についてであります。現在、国では障害者差別解消法の改正を検討しているところですが、事業者による合理的配慮の義務化について、内閣府が関係団体へヒアリングを行ったところ、事業者団体の多くは一定の理解を示す一方で、一部の団体からは時期尚早であるとの意見があったと承知しております。また、多く

の団体が義務化に当たってのトラブル増加を懸念しており、併せて相談体制の整備や周知啓発を行うことの必要性が指摘されたと聞いております。

県といたしましては、引き続きこれらの議論や法改正の動きを注視しながら、関係者や有識者の意見をお聞きし、条例制定の必要性について検討してまいりたいと考えております。

◎産業労働部長（橋本一浩君） 3点についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による障害者の解雇の状況についてであります。厚生労働省のまとめによれば、企業の業績悪化などを理由に解雇された障害者は、令和2年9月までの半年間で、全国で1,213人であったと承知しております。

また、新潟労働局によれば、県内において新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から令和3年1月末までの間に解雇された障害者は10人程度と聞いております。

県といたしましては、新潟労働局等の関係機関と連携し、離職された障害者の再就職を含め、障害者雇用の一層の促進に向けて取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る外国人技能実習生の入国制限についてであります。今般の緊急事態宣言の発出に伴い、一時的に発給済みの有効な査証の効力が停止されていることから、現在、外国人技能実習生の入国はできない状況にあるものと承知しております。

新型コロナウイルス感染症対策としての入国制限の在り方については、これまでも、国において、国民の健康と命を守り抜くことを最優先に、国内外の感染状況を見極めつつ、必要な対策が講じられてきているものと受け止めており、引き続き、必要な対策を着実に講じていただきたいと考えております。

次に、育児休業給付金制度についてであります。育児休業給付の受給要件として、育児休業開始前2年間に、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12か月以上あることなどが必要であり、その期間中に育児休業や疾病等がある場合は、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかった一定期間を加算することが可能となっております。

しかしながら、この加算期間は最長2年、合計4年までとなっているため、議員御指摘のとおり、3人の子について、連続して育児休業を取得する場合などで、受給要件を満たさなくなる場合があると承知しております。

少子化対策の観点からは、多子世帯がより有利になるような制度が望ましいと考えますが、育児休業給付金が雇用保険を財源としていることを踏まえると、給付と負担の在り方を含めた雇用保険制度全体の議論の中でその見直しについても検討が進められる必要があるものと考えております。

◎土木部長（金子法泰君） お答えいたします。

除雪業者とオペレーターの確保についてであります。県管理道路の除雪業者数は、近年



横ばい傾向であり、オペレーターについても、平年並みの降雪に対する除雪体制を維持するための人数は確保されているものの、異常降雪時の対応や担い手の高齢化の進展が課題となっております。

このことから、除雪オペレーターの担い手確保や関係機関の連携等について、道路管理者や除雪業者等による協議会を今年度中に立ち上げる方向で調整を進めているところです。

今後、この協議会を通じて、地域の課題をより詳細に把握し、地域に即した対策を検討・実施することにより、除雪体制の維持を図ってまいります。

◎交通政策局長（田中昌直君） お答えいたします。

佐渡汽船の経営改善と利用拡大に向けた支援についてであります。今期における佐渡汽船の経営改善の取組として、小木－直江津航路の就航船舶変更による運航収支の改善のほか、燃料油価格変動調整金や貨物運賃の改定による増収、グループ企業を含めた費用の圧縮などを行っているところです。

県といたしましては、こうした佐渡汽船の取組が着実に進むよう適切に関与しつつ、小木－直江津航路の就航船舶変更に対応し、レンタカー等の島内移動手段を含めた新たな旅行商品の造成支援を拡充するほか、SNSを活用した佐渡の魅力や航路の利用に関する情報発信の強化などについても支援してまいりたいと考えており、引き続き、地元市や関係者と連携しながら、利用拡大に向けて取り組んでまいります。

◎教育長（稲荷善之君） 2点についてお答えいたします。

県立学校におけるICT機器の整備状況とICTを活用した教育についてであります。ICT機器については、学習用のタブレット端末を整備するとともに、普通教室における学習専用インターネット回線や電子黒板の設置を進めており、いずれも予定どおり年度内に完了する見込みです。

今後は、ICT機器を活用したより分かりやすい授業や、個人の進度・能力に応じた個別最適な学習、発表・話し合いなどの協働的な学習といった学校内での学びを充実するとともに、クラウドサービスを活用した家庭学習や臨時休業時のオンライン授業など、学校外での学びの充実も図ることで、教育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、県立高校におけるネットリテラシーやセキュリティー対策についてであります。議員御指摘のとおり、ICTを活用した教育の進展に伴い、生徒がインターネットに触れる機会が増えることから、情報活用能力の育成やセキュリティー対策がより一層重要になってくるものと認識しております。

生徒のネットリテラシーについては、現在、教科、情報を中心に学習しておりますが、今後はほかの教科においてもICTを活用した学習活動の充実により、その向上を図ってまいります。

また、ネットワークのセキュリティー対策としては、不正アクセス、個人情報漏えい等の

情報セキュリティーリスクを回避するため、最新のフィルタリング技術、ウイルス対策ソフトの導入など、安全なネットワーク構築のための必要な対策を講じてまいります。

◎警察本部長（山本有一君） 可搬式オービス導入に向けた現在の県警察の取組についてお答えいたします。

県警察では、令和2年の2月県議会における御指摘を踏まえ、広報啓発活動や交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進するとともに、他都道府県における可搬式オービス導入効果の調査を行うなど、交通安全対策としての効果検証を行ってきたところであります。

現在のところ、導入効果等について他県から十分な情報提供をいただくには至っておらず、さらに調査の必要性があると判断したところであります。

県警察としましては、今後も可搬式オービスを用いた取締り効果の調査等を進め、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

○議長（桜井甚一君） 小泉勝君の質問は終わりました。